

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成21年 7月29日

分任支出負担行為担当官

上川中部森林管理署長 小原 正人

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 赤岳風景林施設解体撤去外工事 設計及び工事監理業務（2号物件）
- (2) 業務内容 解体撤去外工事 設計及び工事監理業務
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成21年11月16日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 北海道森林管理局における測量・建設コンサルタント等の建築士事務所に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

なお、この登録に係る「資格確認通知書」の写しを入札説明書等の閲覧時又は入札前に上川中部森林管理署の担当者に提出すること。

- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する2級建築士以上の資格を有する者を当設計及び工事監理業務に配置できること。
- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札方法

- (1) 入札書には、上記1（1）の業務名及び氏名を明記し入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所及び日時（入札説明書、契約書案、入札注意書及び仕様書案等）

- (1) 場所 上川中部森林管理署 業務第一課 電話：0166-61-0207
(2) 日時 平成21年7月29日～平成21年8月6日 9時～16時30分
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項の各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

5 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場所 上川中部森林管理署 1階 入札室
(2) 日時 平成21年8月7日(金) 15時00分 入札開始、締切後直ちに開札
郵便入札を行うときは、平成21年8月6日(木)16時まで上川中部森林管理署業務第一課に入札書が到着するように、書留郵便又は配達証明郵便で差し出してください。ただし、再度の入札は引き続き行いますので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できません。

- ※ 郵便による入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(業務名)の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。
また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、(業務名)の入札書在中」と記すこと。
※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金

予算決算及び会計令77条第2項の規定により免除する。

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、会計法29条の8の規定に基づき契約書を作成する。

10 その他

本公告に記載のない事項は入札説明書及び入札者注意書による。

以上

【お知らせ】

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページ(下記アドレス)をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>